

令和 3 年 6 月 10 日現在

機関番号：32641

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2020

課題番号：17K03437

研究課題名(和文) 終末期医療における自己決定と臨死介助の諸相ならびに臨死介助協会をめぐる諸問題

研究課題名(英文) Various aspects of self-determination for medical assistance in dying in the terminal care(End-of-life care), and problems about associations for medical assistance in dying.

研究代表者

只木 誠 (TADAKI, Makoto)

中央大学・法学部・教授

研究者番号：90222108

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文)：本報告にかかる研究は、近時ヨーロッパで会員の増加が大きな問題となっており、わが国においてもその活動が知られているところの臨死介助協会の問題を取り上げてその内実を検証し、終末期医療における患者の自己決定の尊重を基本概念に、臨死介助協会の活動にかかる臨死介助に対する今後のわが国の対応の方向性について、特にドイツ、スイスの状況の参考に、シンポジウム等の成果をもって、国民的理解と合意の醸成に向けた議論の素材を広く提供したものである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

科学研究費の助成のもと展開してきた生命倫理と法をめぐる諸問題についての研究成果を引き継いで、本課題研究においては、超高齢化社会に突入し、一方、医学・医療技術の高度な発展のもとで長寿と延命とが同時に存在することが可能となったわが国において、「人の生と死」と「医療」というテーマにかかって個人の自己決定が有する意義、役割を確認しつつ、事前指示書等によるその表明の確保、また、法的バックアップはいかになされるべきかを世に問うた。

研究成果の概要(英文)：A subscriber to associations for medical assistance in dying is increased and is now one of big social problem in Europe - especially in Germany and Switzerland - in recent years. Activity of associations for medical assistance in dying is also learned about already in Japan, and some Japanese people shows there will or hopes for joining them. The first point in this research is taking up the issue of the associations for medical assistance in dying and examining its substance, and the second is regarding the future direction of Japan's response to associations for medical assistance in dying. And, In particular, referring to the situation in Germany and Switzerland, we provided a wide range of materials for fostering national debate based on the results of symposiums.

研究分野：社会科学－法学－刑事法学

キーワード：自己決定(権) 承諾(同意) 拒否権 終末期医療 自殺帮助 臨死介助 臨死介助協会 事前指示(書)

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

## 1. 研究開始当初の背景

本課題研究代表者は、これまで、生命倫理と法の観点から、同意無能力者・限定的同意能力者、未成年の精神疾患治療、そして、承諾(同意)能力のない、もしくは限定的である高齢者患者の場合を取り上げて、それぞれ、その承諾の有効性の問題について検討・考察を加え、研究の結果を発表してきたが、すでに超高齢化社会を迎え、今後医療現場の状況にも変化が生じていくであろうことが思われるわが国において、臨死介助や治療中止、医師による自殺幫助という問題はいまや一般に身近なことがらとなっており、上記の問題群の延長線上にあって一層議論の重要性を増しているといえよう。

ヨーロッパ諸国、特にドイツやスイス、またオーストリアなどでは、終末期医療における臨死介助や治療中止、医師による自殺幫助の問題につき、医師の行為の法的免責を担保する法整備が自覚的な議論のもと進められているが、その一方、ドイツでは、業として行う医師の自殺幫助を処罰する法律が多く、法学者の反対の声のなか制定をみており、かの国々の議論の状況は、わが国の今後の対応を考えるに大いに参考となるものである。そのようななか、1980年代にスイスに現れた、自己決定として自らの死を選択した患者の自殺の援助を請け負う組織、いわゆる臨死介助協会は、それぞれに活動を拡大して多くの加入者を有するに至っている。例えば、ドイツのEXIT-Deutsch Schweizには10万人を越える会員が登録しており、年間約500件ほどの自殺の看取りを行っているといわれている。スイスのDignitasの、また、最近ではLife Circleの援助によって自死を遂行した日本人の例も報告されており、臨死介助協会の今後にわが国でも注目が集まっているところである。

このような、終末期医療における自己決定、臨死介助の諸相、臨死介助協会への対応といった諸問題について、わが国の生命倫理と法という面からの議論はいまだその入り口にあり、早急な法的枠組みの整備が求められながらもその具体的策定にはいましばらくの時間を要すると思われる、その意味からも、学術研究においては、その成果をもって当該問題にかかる議論の進展に資することが求められているといえよう。

## 2. 研究の目的

わが国では、これまで、終末期医療における臨死介助や治療中止等をめぐる8件の安楽死(積極的臨死介助)事件すべてにおいて被告人に殺人罪ないし嘱託殺人罪が認められて有罪とされ、しかし、全件において執行猶予が言い渡されている。医師の法的免責の担保が問題となった2件のうち、平成7年東海大学安楽死事件の判決では、a)患者は耐え難い肉体的苦痛に苦しんでおり、b)その死は避けられず、死期が迫っており、c)肉体的苦痛を除去・緩和するために方法を尽くし、他に代替手段がなく、d)生命の短縮を承諾(同意)する本人の明示の意思表示がある、という4要件をもって安楽死は許容されると示したが、その厳格であるがゆえに、同判決は「末期医療における安楽死を事実上封殺したもの」とも評された。また、川崎協同病院事件では、1審が治療中止(消極的臨死介助、尊厳死)の要件として上記と同様の「患者の自己決定権」と「(医師の)治療義務の限界」を挙げたところ、高裁は、かかる基準は一般に承認されてはいないとし、また、最高裁は、いずれの立場にも与することなく、しかし、結論においては、本件医師の行為は本人の意思が不明な場合に認められるべき「患者の推定的意思」に基づく行為ではないなどとして、1、2審同様、被告人に有罪の判決を下した。とはいえ、最高裁は、実質的には「患者の自己決定権」と「治療義務の限界」を治療中止の許容要件と認めたものといえよう。

このような状況にあって、終末期医療、救急医療に日々携わっている医師の多くは、自身の行

為が法的に許される医療行為として保障され免責対象となっているかについて、その要件や具体的な指針が示されないままのなかでは医療行為に対して後ろ向きな態度にならざるを得ず、そのようなことから起こる「医療の萎縮」が指摘されているところである。医師が直面する臨死介助や治療中止等の選択の場面について法的ないしガイドラインによる早急なルール作りが望まれていることは、先の川崎協同病院事件高裁判例の指摘を待たないといえるであろう。

今日、上述のごとく、スイスやドイツにおいては、死をもたらす措置をとることへの垣根は比較的低くなっており、会員数が増加し、活動が拡大している臨死介助協会の存在はもはや無視することのできないものとなっている。そこに浮かび上がるのは、各種の法整備が進んでもなお、必ずしも終末期患者における死に臨んでの苦しみの救済とはなっていないという現実である。それぞれの国の法制度に依って立ち、同協会へどのように対応すべきかはヨーロッパの各国においてまさに現今の大きな課題となっているのである。このような臨死介助協会についてその活動の内容・実態の調査を行い、また、「死ぬ権利」を認めつつも業として行われる自殺幫助については規制・監視を強める方向にあるヨーロッパ諸国の法対応の状況をわが国に紹介し、これを分析・検証して広くその結果を提示することは、今後求められていくであろう法的枠組みの整備、具体的な方針の策定の議論に大いに有用かつ必須の作業となる。

本課題研究では、上記臨死介助協会の実態調査とあわせて、ドイツ、スイス等における臨死介助・治療中止と医師による自殺幫助をめぐる議論と法状況、社会の動向を検証し、その許容要件について、事前指示への対応について、医師の行為の正当化について、また、法律とガイドラインのいずれにおいての対応か、それとも現場の裁量に任せるのかについて、かの国々と日本との文化的・社会的背景の相違といった要素も考え合わせながら、人間の尊厳・自己決定権の尊重という大原則のもと、わが国における同問題への対応策の可能性を探り、その視座を見つけることを目的としたものである。

### 3. 研究の方法

上記の通り、本課題研究においては、臨死介助協会について調査・分析することをひとつの大きな柱とし、同時に、ドイツ、スイスにおいて生命倫理と法の問題に詳しい研究者陣の研究協力のもと、ドイツ等の法整備や理論状況について、また、医療現場の実際について、より詳細にかつ深く調査し資料の収集を行い、一方、日本においてもこれと並行的同様の作業を行い、それぞれの資料を検討し考察する比較法的作業を展開した。具体的には、以下の通りである。

- ・わが国における終末期医療における臨死介助や治療中止、医師による自殺幫助の案件の現況と医療側の対応にあつての諸問題、ならびにその法的対応についての分析・検証と考察。
- ・臨死介助協会加入者増加の背景・原因等の分析と、わが国における同協会への対応の検討。
- ・上記問題に関するヨーロッパ、特にドイツ、スイス等の議論状況と法整備内容の紹介と検証。
- ・ドイツ、スイス等を参照した、終末期医療における臨死介助や治療中止等の場面での医師の法的免責を担保する医療実務上の諸手続の確立に向けたわが国の具体的な法対応の提唱。

以上について、アルツハイマー患者等への医的侵襲に関する委員会のメンバーでもあるドイツ・ゲッティンゲン大学デュトッゲ教授、ハレ大学医事法研究所所長ローゼナウ教授、生命倫理と法研究の第一人者、スイス・チューリヒ大学ターク教授、同大学副学長シュワルゼネッガー教授、臨死介助の問題に詳しいオスナブリュック大学ジン教授、ピュルツブルク大学ヒルゲンドルフ教授、ブツェリウス・ロースクール・ゲーデ教授ら著名な研究陣の協力を得て、各年2回程度、現地において、各国の立法・学説等の状況、医療実務における法運用の実際を把握し、それをもとに、わが国の現状に対応した方策の提案に向けて考察を加えた。

#### 4. 研究成果

本課題研究においては、研究課題である「終末期医療における自己決定と臨死介助の諸相ならびに臨死介助協会をめぐる諸問題」に関して、ドイツ、スイス等を中心として収集した文献、資料の整理、分析等を行い、これを通してわが国における今後の法整備のあり方を探り、一定の成果を得るとともに、最終年度においては、当該問題にかかるドイツ、スイス研究者との国際シンポジウムを開催して、学術的な探究を行うことができた。

初年度(2017年度)は、まず、国内において、基本文献の収集と分類・整理、調査等の作業を行う一方、夏、冬のドイツならびにスイス滞在において両国の状況についての資料収集、調査を行った。夏の滞在においては、ゲッティンゲン大学にて、デュトゥゲ教授の協力のもと、同教授をはじめ現地の研究者らとの標題のテーマにかかる情報・意見の交換、共同研究活動を実施し、また、デュッセルドルフ大学で開催された国際法医学会(ISALM)と独日法律家協会(DJJV)との共催シンポジウムにて生命倫理をテーマとした講演を行った(9月14日(金))。その後、1月、2月に再びデュトゥゲ教授のもとで資料収集等を行い、同教授ならびに同じくゲッティンゲン大学で教鞭を執るリップ教授と意見交換を行い知見を得た。3月にはチューリヒ大学にターク教授、シュワルツェネッガー教授を訪ねて、臨死介助協会の活動と臨死介助をめぐる現地の社会状況・立法状況について両教授の意見を求めるとともに、同大学にて開催されたシンポジウム、講演会において我が国における現状について報告を行った(3月6日(火)、3月9日(金))。なお、昨5月に参加したドイツ刑法学会(開催:ウーン大学)においては、広く各大学研究者との学術交流を行い当該研究課題にかかって意見を交わす機会を得たが、ことに現地ウーン大学のヘプフェル教授との懇談においては有益な見解を得ることが出来た。このような活動と並行して、国内においては、10月には来日中のロゼナウ教授を招いての講演会を、11月には日本比較法研究所の招聘で本学に客員研究員として来日・滞在したリップ教授を囲むワークショップを開催し、生命倫理と法の問題をめぐる報告をうけて、参加者とともに広く議論を行った。

第2年度(2018年度)は、前年来行ってきた国内また国外での文献の収集・整理作業を継続し、並行して、ドイツ、スイスの研究者の協力のもと、各種調査活動を行った。まず、国内においては、3月にターク教授、シュワルツェネッガー教授の協力を得て行った臨死介助協会の活動と臨死介助をめぐる現地の社会状況・立法状況についての調査の結果をまとめて考察を深めるとともに、翌年度秋に本学日本比較法研究所において開催された終末期医療をテーマとした生命倫理と法シンポジウムの具体的準備作業に入り、国内またドイツ、スイスの研究者、関係者との調整、打ち合わせ等を進めた。

上記国内での作業の一方、夏にデュトゥゲ教授と当該問題についての情報・意見の交換を行うとともに、同教授をはじめ現地の研究者との共同研究を行い、また、ロゼナウ教授、ヒルゲンドルフ教授からも意見を求めて、研究課題にかかる研究活動を行った。また、11月には台湾・高雄大学で開催された日独刑法フォーラム『刑法における普遍性と文化的条件』にて「日本における治療中止について」の報告を行った(11月16日(金))。その後、明けて19年3月には、再びドイツを訪ね、昨夏に続く資料の収集等の作業に従事した。

なお、19年1月、インターネット討論番組 ニコニコ生放送:【ニコニコドキュメンタリー特集「安楽死」を考える】にて刑法研究者の立場から意見を述べる機会を得た。また、同じく1月には、日本比較法研究所の客員研究員として来日したシュワルツェネッガー教授との共同研究を行った。同教授の講演会「治療中止における作為と不作為の区別」では、会場参加者を交えての充実した討議が行われ、これを通して有意義な成果が得られた。

最終年度(2019年度)においては、一昨年来行ってきた国内外の文献の収集・整理作業を継

続し、並行して、ドイツ、スイス両国の研究者の協力のもと各種調査活動を行った。後者について、具体的には、夏の滞在においてはデュトゥゲ教授、ゲーデ教授らの、冬の滞在においても同様に同教授らより研究協力を得た。

一方、本研究期間当初より最終年度における実施を計画していたところの日本、ドイツ、スイスの研究者による終末期医療をテーマとした国際シンポジウムの準備をデュトゥゲ教授らとともに進め、10月5日(土)・6日(日)の両日、中央大学日本比較法研究所の主催による国際シンポジウム「終末期医療、安楽死・尊厳死に関する総合的研究」が開催の運びとなった。「終末期における人間の尊厳」「治療中止とその正当化要件」「積極的臨死介助」「患者の指示書(リビングウィル)と自己決定権」「終末期医療における諸問題」「臨死介助協会とわが国の対応」と題した6つのセッションでは、日本側とドイツ、スイス側の当該研究で第一線に立つ報告者からそれぞれ内容の濃い重厚な報告が、コメンテーターからは問題意識を喚起する興味深いコメントがなされ、その後の質疑応答では活発な議論が交わされてシンポジウムは盛会のうちに幕を閉じた。本シンポジウムでの討議は、わが国の終末期医療における法的対応のあり方について一定の示唆を提供するものとなり得たと確信している。

なお、その後、本課題研究の成果である上記シンポジウム報告集の刊行をはじめとする研究の総括、成果のまとめと公表に向けて、本最終年度末となる2020年2月に補助事業期間延長の承認申請を行い、2021年3月末までの研究期間の延長が認められた。しかし、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行のもと、国内地域間のみならず国と国との間の人的往来も大幅な制限下に入ったことから、国外での研究活動はこれを見送らざるを得ず、国内外ともに、主に、要に応じたオンラインによる活動、作業となった。

シンポジウム報告集は、ドイツ側との相互連絡を密にしつつ、具体的には、6つのセッションにおける日独のカウンターパートとなる各報告者間の内容のすりあわせや意見調整、翻訳原稿と日本側原稿との間の用語・訳語の統一等、細部にわたる綿密な作業を経て、2021年3月、同研究所叢書『終末期医療、安楽死・尊厳死に関する総合的研究』として刊行された。また、同時に進められたドイツ側との調整作業のもと、遠からず、ドイツにおいても同報告集のドイツ語版の刊行が予定されているところである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計11件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 只木 誠	4. 巻 なし
2. 論文標題 臨死介助（自殺援助）団体とわが国の対応 自殺ツーリズムをめぐって	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 只木誠/グンナー・デュトゲ編 『終末期医療、安楽死・尊厳死に関する総合的研究：Menschenw&uuml;rde und Selbstbestimmung in der medizinischen Versorgung am Lebensende』	6. 最初と最後の頁 205～221
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 只木誠（監訳） 秋山紘範（訳）	4. 巻 53巻3号
2. 論文標題 クリスティアン・シュワルツェネッカー「治療中止を例とした作為と不作為の区別」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 比較法雑誌	6. 最初と最後の頁 135～146
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Makoto TADAKI, Shogoro YANO	4. 巻 Vol.5, No.1
2. 論文標題 Einwilligungsf&uuml;higkeit und Wirksamkeit der Einwilligung - die Lage in Japan	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 Ceza Hukuku ve Kriminoloji Dergisi(Journal of Penal Law & Criminology)	6. 最初と最後の頁 47～64
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 只木誠（監訳）・海老澤侑（訳）	4. 巻 70巻4号
2. 論文標題 Henning Rosenau「ドイツにおける臨死介助と自殺幫助を巡る争い」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 白門	6. 最初と最後の頁 17～28
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 只木誠	4. 巻 57号
2. 論文標題 書評「天田悠『治療行為と刑法』」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 {季刊} 刑事法ジャーナル	6. 最初と最後の頁 122～123
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 只木誠	4. 巻 上巻
2. 論文標題 未成年者の承諾	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 高橋則夫ほか編『日高義博先生古稀祝賀論文集』成文堂	6. 最初と最後の頁 129～150
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 只木誠	4. 巻 巻数なし
2. 論文標題 責任主義、同意能力	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 甲斐克則編集代表『医事法辞典』信山社	6. 最初と最後の頁 351、400～401
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 只木誠	4. 巻 下巻
2. 論文標題 積極的安楽死と緩和医療	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 井田良ほか編『山中敬一先生古稀祝賀論文集』	6. 最初と最後の頁 39～57
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 只木誠	4. 巻 巻数なし
2. 論文標題 医療行為に関する、とりわけ高齢患者の承諾能力	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 高橋則夫ほか編 長井圓先生古稀記念『刑事法学の未来』	6. 最初と最後の頁 229～249
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 只木誠	4. 巻 巻数なし
2. 論文標題 終末期医療における患者の承諾と自律	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 伊藤壽英編『法化社会のグローバル化と理論的実務的対応』	6. 最初と最後の頁 157～182
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 只木誠	4. 巻 巻数なし
2. 論文標題 医療における患者の自律と承諾能力	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 伊東研祐ほか編 増田豊先生古稀祝賀論文集『市民的自由のための市民的熟議と刑事法』	6. 最初と最後の頁 57～75
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計6件（うち招待講演 4件／うち国際学会 3件）

1. 発表者名 只木誠
2. 発表標題 臨死介助協会とわが国の対応
3. 学会等名 日本比較法研究所主催／日独国際シンポジウム『終末期医療、安楽死・尊厳死に関する総合的研究』（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 只木誠
2. 発表標題 安楽死について
3. 学会等名 インターネット討論番組 ニコニコ生放送：【ニコニコドキュメンタリー特集「安楽死」を考える】「安楽死」を問う ～それは現代社会のパンドラの箱か～
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Makoto TADAKI
2. 発表標題 Behandlungsabbruch in Japan
3. 学会等名 Erstes taiwanesisch-japanisch-deutsches Strafrechtsforum "Universelles und Kultur-bedingtes im Strafrecht" (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Makoto TADAKI
2. 発表標題 Sterbehilfe (aus Japanischer Sicht)
3. 学会等名 10th International Symposium Advances in Legal Medicine combined with the 96th Annual Conference German Society of Legal Medicine (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Makoto TADAKI
2. 発表標題 Todesstrafe in Japan
3. 学会等名 Universitaet Zuerich / Kolloquium "Aktuelle straf-und strafprozessuale Themen in Japan" (招待講演)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Makoto TADAKI
2. 発表標題 Sterbehilfe in Japan
3. 学会等名 Universitaet Zuerich / Oeffentlicher Workshop "Lebensende in Japan und in der Schweiz" (招待講演)
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 只木 誠ほか	4. 発行年 2021年
2. 出版社 中央大学出版部	5. 総ページ数 501
3. 書名 只木誠・Gunnar Duttge 編『終末期医療、安楽死・尊厳死に関する総合的研究』	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計1件

国際研究集会 日本比較法研究所主催日独国際シンポジウム『終末期医療、安楽死・尊厳死に関する総合的研究』	開催年 2019年～2019年
--	--------------------

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------